

住民基本台帳制度・マイナンバーカード・ 自治体情報システムの標準化等について



総務省

令和4年1月24日
自治行政局住民制度課

マイナンバーカードの普及に向けた閣議決定

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

（1）マイナンバーカードの普及、マイナンバーの利活用促進

① マイナンバーカードの普及

令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。そのため、次の取組により、マイナンバーカードの普及促進を図る。その際、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおけるマイナンバーカードの利用を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力 ～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

（1）デジタル・ガバメントの確立

2022年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下普及に取り組む。マイナンバーカードの健康保険証、運転免許証との一体化などの利活用拡大、スマホへの搭載等について、国民の利便性を高める取組を推進する。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抜粋）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

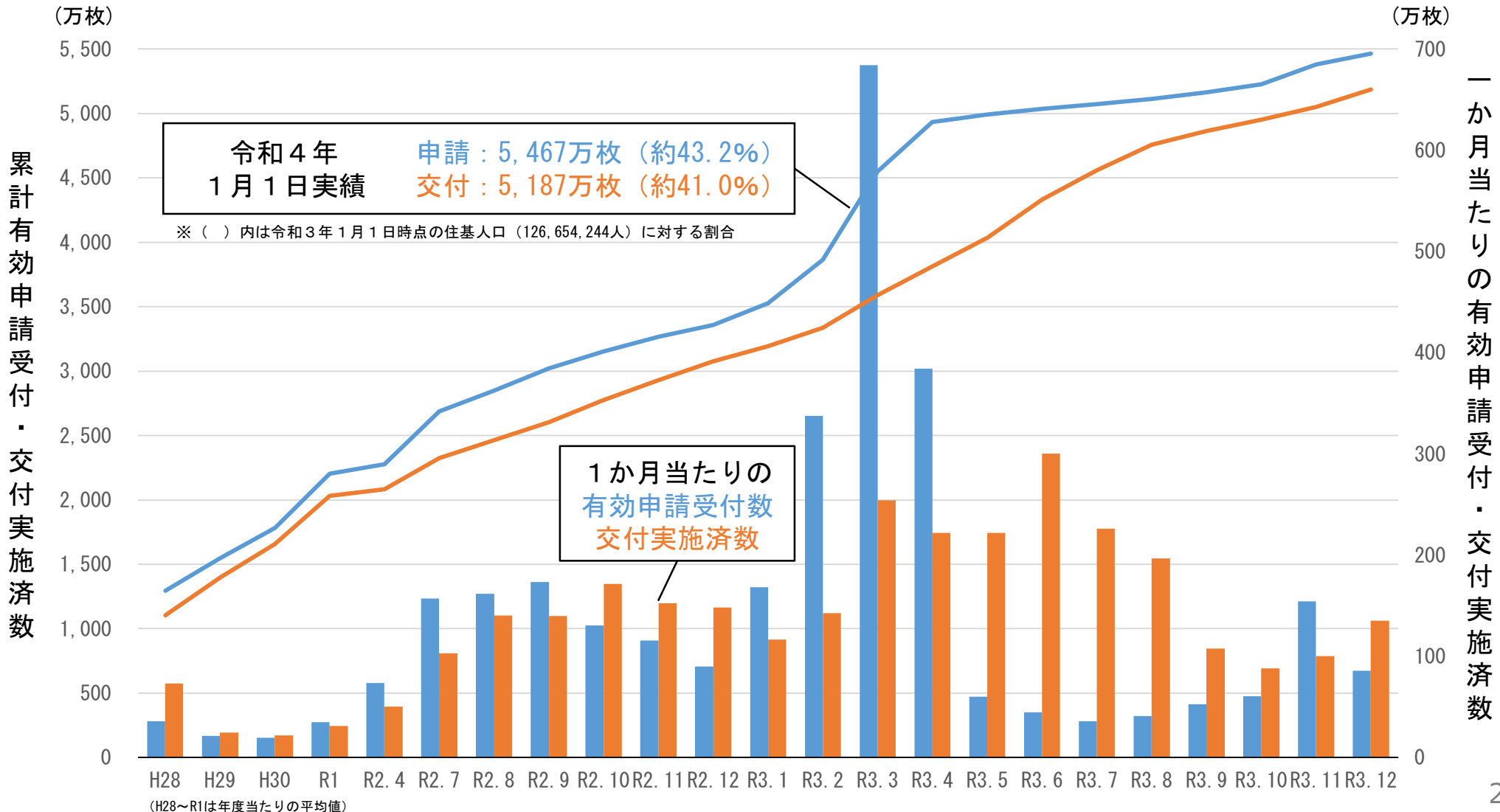
1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

（4）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの発行・交付を所管する総務省としては、カードの利活用等を所管するデジタル庁をはじめとする関係省庁と連携しつつ、さらなる普及促進に取り組む。



マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和4年1月1日現在）

1 団体区分別

区分	人口（R3.1.1時点）	交付枚数	人口に対する交付枚数率
全国	126,654,244	51,871,720	41.0%
特別区	9,572,763	4,338,025	45.3%
指定都市	27,549,061	11,865,268	43.1%
市（指定都市を除く）	78,865,174	31,742,663	40.2%
町村	10,667,246	3,925,764	36.8%

2 区分別交付率上位10団体

【特別区・市】

団体名	人口 （R3.1.1時点）	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	163,571	122,835	75.1%
石川県加賀市	65,307	47,010	72.0%
兵庫県養父市	22,824	16,286	71.4%
高知県宿毛市	19,895	14,067	70.7%
石川県珠洲市	13,700	8,555	62.4%
愛媛県大洲市	42,004	25,899	61.7%
和歌山県紀の川市	61,094	35,583	58.2%
高知県四万十市	33,333	19,183	57.5%
福岡県行橋市	73,045	41,740	57.1%
奈良県橿原市	121,444	68,367	56.3%

【町村】

団体名	人口 （R3.1.1時点）	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
大分県姫島村	1,933	1,501	77.7%
新潟県粟島浦村	344	265	77.0%
静岡県西伊豆町	7,519	5,061	67.3%
兵庫県香美町	16,898	11,098	65.7%
長野県南牧村	3,162	2,035	64.4%
福井県池田町	2,457	1,581	64.3%
茨城県五霞町	8,385	5,088	60.7%
鹿児島県中種子町	7,775	4,698	60.4%
福島県磐梯町	3,407	2,056	60.3%
熊本県苓北町	6,971	4,185	60.0%

【都道府県】マイナンバーカードの交付状況（令和4年1月1日現在）

順位	都道府県名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
1	宮崎県	1,087,372	583,771	53.7%
2	兵庫県	5,523,627	2,535,365	45.9%
3	奈良県	1,344,952	610,682	45.4%
4	滋賀県	1,418,886	635,183	44.8%
5	東京都	13,843,525	6,178,054	44.6%
6	神奈川県	9,220,245	4,082,704	44.3%
7	山口県	1,356,144	580,378	42.8%
8	大阪府	8,839,532	3,737,409	42.3%
9	千葉県	6,322,897	2,647,975	41.9%
10	富山県	1,047,713	437,335	41.7%
11	石川県	1,132,656	470,938	41.6%
12	広島県	2,812,477	1,167,897	41.5%
13	静岡県	3,686,335	1,521,939	41.3%
14	福岡県	5,124,259	2,112,955	41.2%
15	京都府	2,530,609	1,040,448	41.1%
16	愛媛県	1,356,343	554,398	40.9%
17	三重県	1,800,756	735,878	40.9%
18	香川県	973,922	397,449	40.8%
19	愛知県	7,558,872	3,081,777	40.8%
20	佐賀県	818,251	330,561	40.4%
21	宮城県	2,282,106	919,802	40.3%
22	岡山県	1,893,874	759,493	40.1%
23	大分県	1,141,784	457,866	40.1%
24	島根県	672,979	269,266	40.0%

順位	都道府県名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
25	福井県	774,596	309,775	40.0%
26	熊本県	1,758,815	702,291	39.9%
27	長崎県	1,336,023	530,665	39.7%
28	徳島県	735,070	291,669	39.7%
29	埼玉県	7,393,849	2,910,339	39.4%
30	鳥取県	556,959	217,799	39.1%
31	茨城県	2,907,678	1,133,873	39.0%
32	岐阜県	2,016,868	778,805	38.6%
33	鹿児島県	1,617,850	623,439	38.5%
34	秋田県	971,604	370,966	38.2%
35	栃木県	1,955,402	743,736	38.0%
36	山梨県	821,094	310,045	37.8%
37	北海道	5,228,732	1,933,498	37.0%
38	和歌山県	944,750	348,831	36.9%
39	山形県	1,070,017	392,452	36.7%
40	福島県	1,862,777	671,312	36.0%
41	青森県	1,260,067	445,974	35.4%
42	長野県	2,072,219	728,254	35.1%
43	岩手県	1,221,205	425,268	34.8%
44	群馬県	1,958,185	675,078	34.5%
45	新潟県	2,213,353	756,691	34.2%
46	高知県	701,531	234,662	33.4%
47	沖縄県	1,485,484	486,775	32.8%

【指定都市・特別区】マイナンバーカードの交付状況（令和4年1月1日現在）

順位	指定都市名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
1	神戸市	1,526,835	745,972	48.9%
2	熊本市	732,702	340,091	46.4%
3	千葉市	974,726	445,342	45.7%
4	川崎市	1,521,562	690,733	45.4%
5	仙台市	1,065,932	478,779	44.9%
6	横浜市	3,759,939	1,688,691	44.9%
7	さいたま市	1,324,589	593,172	44.8%
8	相模原市	718,601	315,327	43.9%
9	堺市	831,481	363,559	43.7%
10	広島市	1,194,817	517,518	43.3%
11	福岡市	1,562,767	672,252	43.0%
12	大阪市	2,739,963	1,176,422	42.9%
13	京都市	1,400,720	592,118	42.3%
14	北九州市	944,712	393,533	41.7%
15	静岡市	694,296	286,547	41.3%
16	名古屋市	2,300,949	934,906	40.6%
17	浜松市	799,966	321,781	40.2%
18	岡山市	708,155	282,638	39.9%
19	札幌市	1,961,575	763,069	38.9%
20	新潟市	784,774	262,818	33.5%

順位	特別区名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
1	中央区	170,583	91,190	53.5%
2	港区	259,036	133,712	51.6%
3	千代田区	67,216	33,150	49.3%
4	目黒区	281,317	138,724	49.3%
5	台東区	203,647	100,249	49.2%
6	豊島区	287,300	138,420	48.2%
7	江東区	526,301	252,184	47.9%
8	文京区	226,574	107,641	47.5%
9	新宿区	345,231	162,165	47.0%
10	杉並区	573,504	267,124	46.6%
11	練馬区	740,099	343,443	46.4%
12	渋谷区	230,506	106,871	46.4%
13	大田区	733,672	329,456	44.9%
14	世田谷区	920,372	413,176	44.9%
15	江戸川区	696,123	312,493	44.9%
16	墨田区	275,647	123,389	44.8%
17	品川区	406,404	180,051	44.3%
18	板橋区	570,213	251,570	44.1%
19	北区	353,158	154,613	43.8%
20	中野区	334,632	144,894	43.3%
21	荒川区	216,535	92,802	42.9%
22	葛飾区	463,691	191,303	41.3%
23	足立区	691,002	269,405	39.0%

【中核市】マイナンバーカードの交付状況（令和4年1月1日現在）

順位	中核市名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
1	宮崎市	402,038	219,287	54.5%
2	奈良市	354,721	167,378	47.2%
3	西宮市	484,204	223,908	46.2%
4	吹田市	376,101	173,844	46.2%
5	呉市	217,690	100,337	46.1%
6	八尾市	265,269	120,990	45.6%
7	豊田市	422,225	192,421	45.6%
8	佐世保市	246,441	110,562	44.9%
9	高槻市	351,082	157,309	44.8%
10	秋田市	305,390	134,543	44.1%
11	姫路市	534,127	234,636	43.9%
12	大津市	344,218	150,492	43.7%
13	大分市	478,463	208,815	43.6%
14	豊中市	409,396	177,732	43.4%
15	鳥取市	185,890	79,885	43.0%
16	倉敷市	481,537	206,234	42.8%
17	松江市	200,772	85,437	42.6%
18	枚方市	399,690	169,190	42.3%
19	横須賀市	396,992	167,961	42.3%
20	高松市	426,260	179,942	42.2%
21	盛岡市	286,820	120,828	42.1%
22	柏市	428,587	180,130	42.0%
23	前橋市	335,055	139,409	41.6%
24	松山市	509,483	210,920	41.4%
25	八王子市	561,828	232,205	41.3%
26	福井市	261,619	107,917	41.2%
27	船橋市	644,966	265,463	41.2%
28	岡崎市	386,252	158,972	41.2%
29	岐阜市	407,387	167,381	41.1%
30	宇都宮市	521,104	212,400	40.8%
31	水戸市	271,380	110,492	40.7%

順位	中核市名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する 交付枚数率
32	尼崎市	462,820	188,376	40.7%
33	下関市	257,553	102,858	39.9%
34	富山市	414,102	165,372	39.9%
35	福島市	275,646	110,039	39.9%
36	明石市	304,382	120,509	39.6%
37	越谷市	345,482	136,598	39.5%
38	鹿児島市	601,546	233,975	38.9%
39	川越市	353,260	137,369	38.9%
40	長崎市	411,505	157,683	38.3%
41	金沢市	451,018	171,983	38.1%
42	甲府市	187,048	70,922	37.9%
43	一宮市	384,233	145,572	37.9%
44	川口市	607,373	229,865	37.8%
45	寝屋川市	230,463	87,077	37.8%
46	青森市	278,446	103,494	37.2%
47	和歌山市	365,166	135,712	37.2%
48	豊橋市	375,329	139,419	37.1%
49	八戸市	225,845	82,702	36.6%
50	松本市	237,970	87,090	36.6%
51	山形市	243,684	87,785	36.0%
52	久留米市	304,666	108,805	35.7%
53	旭川市	331,397	117,685	35.5%
54	函館市	251,891	89,413	35.5%
55	いわき市	318,490	111,866	35.1%
56	郡山市	321,394	112,630	35.0%
57	高崎市	372,189	128,174	34.4%
58	長野市	374,038	128,415	34.3%
59	那覇市	320,467	109,311	34.1%
60	東大阪市	485,928	164,993	34.0%
61	福山市	466,863	158,390	33.9%
62	高知市	325,218	106,324	32.7%

マイナンバーカードの普及促進に向けた取組

1. 市区町村における交付体制の強化

- ・交付円滑化計画の再改訂及びそれに基づく着実な体制の整備・強化（窓口や職員配置の増、土日開庁の徹底等）
- ・市区町村の交付窓口・人員増などについて、マイナンバーカード交付事務費補助金により支援

2. マイナンバーカードの申請促進に向けた取組

- ・マイナンバーカード未取得者の多い年齢層をターゲットとして、テレビ・ラジオCM、新聞、WEB等の各種媒体を活用した広報を本格実施
- ・ワクチン接種会場や期日前投票所の会場周辺など、新型コロナウイルス感染症の状況でも一定の人が集まる場所での申請受付の実施促進
- ・国が主体となって、出張申請受付窓口を設置する申請促進活動を実施等
※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて対応



3. マイナンバーカードの普及促進に向けた自治体への働きかけやフォローアップ

➡ マイナポイント第2弾の円滑な実施等により、関係省庁と連携して、更なるマイナンバーカードの普及促進を図る。

マイナンバーカード普及に関する広報事業の実施

マイナンバーカードの取得促進に向けた総務省の大型広報事業を、年度内にかけて次のとおり実施予定

I. カード未取得者の多い年齢層をターゲットとして各種メディアでの広報の実施

- ・広報戦略を作成し、テレビCM・新聞広告等を用い、情報発信
- ・その他、各メディア（ラジオ、WEB（Yahoo! Japan、LINE、YouTube）、雑誌等）を活用し、効果的な広報を実施

II. カード申請促進活動の展開

- ・国が主体となり、全国のショッピングセンター・ターミナル駅等に臨時の申請受付窓口を設置（全国500ヶ所）し、あわせて、カードの申請促進キャンペーンを展開
- ・日本行政書士会連合会に委託し、高齢者施設やショッピングセンター等で、申請サポートを実施する事業を全国で展開

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて対応



テレビCM



新聞広告（月1回の掲載を予定）

広報ツール・広報素材データとその活用について

広報素材データ

・使用可能期間：令和3年9月10日より事前申込み開始

①テレビCMの動画、ポスター、新聞広告、WEBバナーの電子データ：令和5年8月26日（土）まで

②チラシの電子データ

：令和4年8月26日（金）まで

※令和4年度末まで延長予定

広報素材データ



テレビCM（イメージ）

「そろそろ、あなたもマイナンバーカード」特設ページの自治体コーナーから事前に利用申込をした後、活用可能

○テレビCMの動画データ

➡ CM動画は、利用申込後、無料で使用可能のため、デジタルサイネージ等で活用可能。
（字幕の有無も選べるため、幅広い場所で放映できます。）

○ポスター、チラシ、新聞広告、WEBバナーの電子データ

➡ 自治体HPにWEBバナーを貼るなどして活用可能。

市区町村における交付円滑化計画の再改訂通知の概要

マイナンバーカードが、令和4年度末までにほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指す観点から、マイナポイント第2弾の実施なども踏まえ、速やかな交付体制の整備や早期の申請促進などを図るため、令和2年末に改訂した交付円滑化計画の再改訂を要請 【令和3年12月9日付 総行マ第60号 総務省自治行政局長通知】

1. 交付枚数の想定

令和5年3月までに、すべてのカード未取得者に、マイナンバーカードを交付することを前提として、各月の交付枚数を設定。

2. 交付体制の整備

1で設定した交付枚数に対応するために、必要な窓口数、職員数及び土日開庁日数等を設定し、計画的に体制を確保。

(1) 来年度当初（遅くとも6月頃）には十分な交付体制が構築されているよう、今年度から前倒しで準備を開始

(2) 窓口における1日当たりの交付枚数を適切に設定した上で、窓口数等を算出

(3) 毎週土日いずれも開庁するなど土日の交付を積極的に実施

(4) 交付前設定の民間委託の活用等による事務負担の軽減

(5) 早期の受取に係る周知広報やカードの受取日時指定など、交付平準化の取組

3. 申請受付等の推進

窓口の混雑緩和や交付事務の平準化の観点から、できる限り早期にカードを申請いただくことが重要であり、そのための取組を促進。

(1) 新型コロナワクチン接種会場や期日前投票所、確定申告会場等における出張申請受付等の積極的な実施

(2) 75歳以上のマイナンバーカード未取得者に対するQRコード付き交付申請書の送付、国において臨時の申請窓口を設置するキャンペーン事業などの国の取組に呼応した申請促進の取組

(3) 国が作成したCM動画等の広報素材データ（無料）の積極的な活用

4. マイナンバーカード交付事務費補助金の積極的な活用について

2及び3に要する経費について、マイナンバーカード交付事務費補助金（原則10/10）の積極的な活用。

5. 都道府県による助言

都道府県において、市町村の円滑化計画の取りまとめや、交付体制の強化に向けた助言・働きかけ等を行うよう依頼。

マイナンバーカード交付円滑化計画のフォローアップ

- 「マイナンバーカード交付円滑化計画の提出について」（令和元年9月11日付け閣副第399号・総行住第87号・総行情第50号）に基づき実績報告を、「マイナンバーカードの滞留の防止に向けた事情の聴取の実施について」（令和2年8月4日総行住第140号）、「マイナンバーカードの滞留防止及び普及促進に向けた事情聴取の実施について」（令和3年1月18日総行住第2号）に基づき事情聴取を毎月提出いただいているところ。

※都道府県とりまとめ → 翌月15日：実績報告× → 翌月25日：事情聴取×

- これまで以下のとおり実施してきたところであるが、交付円滑化計画の再改訂を踏まえ、以下を基本としつつ、状況の確認方法を改めて周知予定。

1 実績報告について（毎月15日提出）

- 令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、確実な毎月の進捗把握が重要。
- そのため、毎月の期限までの提出とともに、交付までの期間、交付枚数、体制の点検をお願いしたい。

2 都道府県による市区町村への事情聴取について（毎月25日提出）

- 事情聴取の対象となる団体の選定基準は以下のとおり。
 - ・ 「J-LISからカードが届いてから交付通知書を発送するまでの期間」が3週間以上の団体
※申請から交付通知書の発送まで1ヶ月を超えていると考えられる団体。
 - ・ 人口当たりの交付率が33%未満の団体（10月分実績）
- ⇒ 「滞留が生じている理由」 や 「今後の対応方針」 等を聴取し、改善に向けた助言をお願いしたい。

3 総務省による個別ヒアリングについて

- 政令市、中核市、特別区のうち、累計の申請数に対して交付数が低く、かつ、窓口数や1窓口当たりの交付数が低い団体については、総務省から、電話又はオンラインで、直接ヒアリングと個別助言。

概要

「令和4年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡る事を目指す」という政府方針の下、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向け、市町村による申請促進や交付体制の一層の強化に向けた支援、国による申請促進に向けた取組等を実施する。

事業内容

1. 市町村による申請促進や交付体制の一層の強化に向けた支援〈102億円〉

①申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式の更なる推進（62億円）

申請時来庁方式等を実施する場合における宣伝及び集客経費の補助単価を引き続き増額する等、市町村の申請促進を支援する。

②マイナンバーカード関係事務を専門とするセンターの設置支援（30億円）

マイナンバーカードの交付や申請受付等を専門とするセンターの設置経費に対する補助金を増額する。

③マイナンバーカードの受取勧奨のための広報支援（10億円）

申請後、マイナンバーカードを受け取っていない住民に対する受取勧奨のための広報経費を補助対象として拡充する。

2. 国による申請促進に向けたさらなる取組〈153億円〉

- ・ 交付申請書の記入支援や写真撮影等の申請サポートを全国各地で実施する事業を展開する。
- ・ 令和3年度に引き続き、国が主体となる申請促進等の取組(作成した広報素材の活用、イベント開催等)を実施する。

3. J-LISの中期目標を踏まえた体制強化〈13億円〉

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の中期目標において、マイナンバーカードのコールセンターにおける応答率95%以上を確保することとされたことを踏まえた体制強化を行う。

マイナンバーカード交付事務費補助金における対象経費について

- マイナンバーカード交付事務費補助金（以下、「補助金」という。）について、地方公共団体からの要望等を踏まえ、更なる交付円滑化や申請促進を図るため、先般成立した令和3年度補正予算に以下の項目を盛り込んだ（約92億円）。なお、以下の項目については、いずれも令和4年度までの措置とする。

※赤字部分が補助要綱改正関係

項目

① 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式の更なる推進 【継続・増額】

- ・申請時来庁や出張申請受付等の受付件数に、団体の取組状況に応じた単価を乗じて算出した額を上限として、その宣伝及び集客等に係る経費（商品券の配布を含む）を補助対象としているところ、この単価について、令和3年度に限り、増額（最大1,000円→最大2,000円）していたが、この増額を令和4年度も継続。
- ・出張申請受付の際に、QRコード付き交付申請書を持っていない方でも申請ができるよう、マイナンバー未記入の交付申請書について、別途職員がマイナンバーを追記するための人件費を増額。

② 個人番号カード関係事務を専門とするセンターの設置支援 【継続・増額】

- ・規模の大きい市町村においては、商業施設等の人が集まりやすい場所に、統合端末や職員を配置した専門の交付センターを設置する取組が有効と考えられることから、センター設置に要する経費を増額。
- ・**庁舎外の設置に係る経費については、取組を推進する観点から、基準額とは別枠として算定。併せて、臨時交付窓口設置に係る小規模な修繕に係る経費（修繕料）も対象経費として明確化。**

③ 個人番号カードの受取勧奨のための周知広報 【新設】

- ・住民の受け取りを促進するための経費（需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料）を新たに補助対象に追加。
- ・**補正予算額（10億円）を踏まえつつ、実支出額と次に定める算出方法による基準額とを比較して少ない方の額を補助対象とする。**

基準額
$i + ((\text{別に定める額} - ii) \times iii / iv)$
i : 300,000円
ii : 全市区町村に係る i の額の合計額
iii : 個人番号カードの交付枚数（令和3年4月～12月）
iv : 全市区町村に係る iii の数の合計数

(例) 別に定める額 ※10億円を想定
全市区町村の個人番号カードの交付枚数 15,975,568枚
→ $300,000 + ((1,000,000,000 - 522,300,000) \times iii / 15,975,568)$

A市：交付枚数 6万枚(iii) → 基準額 209.4万円

B市：交付枚数 2.5万枚(iii) → 基準額 104.7万円

C市：交付枚数 3百枚(iii) → 基準額 30.8万円

ワクチン接種会場等における申請促進活動の実施

- ワクチン接種会場は、市町村職員の本人確認の体制確保も可能と考えられ、会場に臨時的申請受付窓口等を設置している事例もあることから、感染防止対策にも留意しつつ、追加接種(3回目接種)も見据え、こうした取組を促進。
- マイナンバーカード交付事務費補助金(10/10)の対象となることから、その旨を明確に位置づけ、各地方公共団体に周知。
※その他、選挙の期日前投票所の会場周辺などでも同様の取組を想定

実施概要 (例)

事前周知 (広報)

接種時に、
本人確認書類
をお持ちの上、
申請会場にお
越してください



市内広報誌、HP、チラシ、回覧板等で、
接種時にカード申請受付を実施する旨を周知
・持ち物説明 (QRコード付き交付申請書、
本人確認資料)

3回目接種時 (申請)



接種会場周辺の申請会場で
職員のサポートのもとで、

- ・本人確認
- ・写真撮影
- ・申請書受付

を実施。

※必要書類の持参がない場合は申請サポートを実施。

後日郵送 (交付)



本人確認が終了しているため、
カードを郵送で交付可能！

※申請サポート方式で受付を行った場合は
交付時来庁方式で交付

⇒ **1度も市役所に来庁することなくカード交付が実現！**

マイナンバーカード関係の専門センターの事例

- 奈良市中心部の商業施設のならファミリー内の「奈良市マイナンバーカードセンター」は、2021年4月19日に3階から6階へ移転し、増床や窓口を増数の上、リニューアルオープンした。
- マイナンバーカードセンターは、2020年6月に開設し、これまで約18,000件の新規申請を受け付け、奈良市におけるマイナンバーカードの普及拠点となっている。
- リニューアルに伴い広さは5倍となり、待合いスペースを確保した。また、統合端末を15台整備することで、窓口数は5から10へ倍増した。
- 当該事業については、国の「マイナンバーカード交付事務費補助金」を活用し、市の財政負担なく実施した。

開所時間

平日

午前10時～午後8時（受付終了：午後7時30分）

土曜日

午前10時～午後6時30分（受付終了：午後6時）
（第3土曜日は休み）

日曜日・祝日

午前10時～午後6時30分（受付終了：午後6時）
（第3土曜日に続く日曜日は休み）



奈良市公式HPより

<https://www.city.nara.lg.jp/site/mynumber/86349.html>

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア等(約56,000)で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和4年1月1日時点	897	10,916万人
令和3年度末見込み	934	11,163万人

※ 令和4年度末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に配備

【地方財政措置による支援】

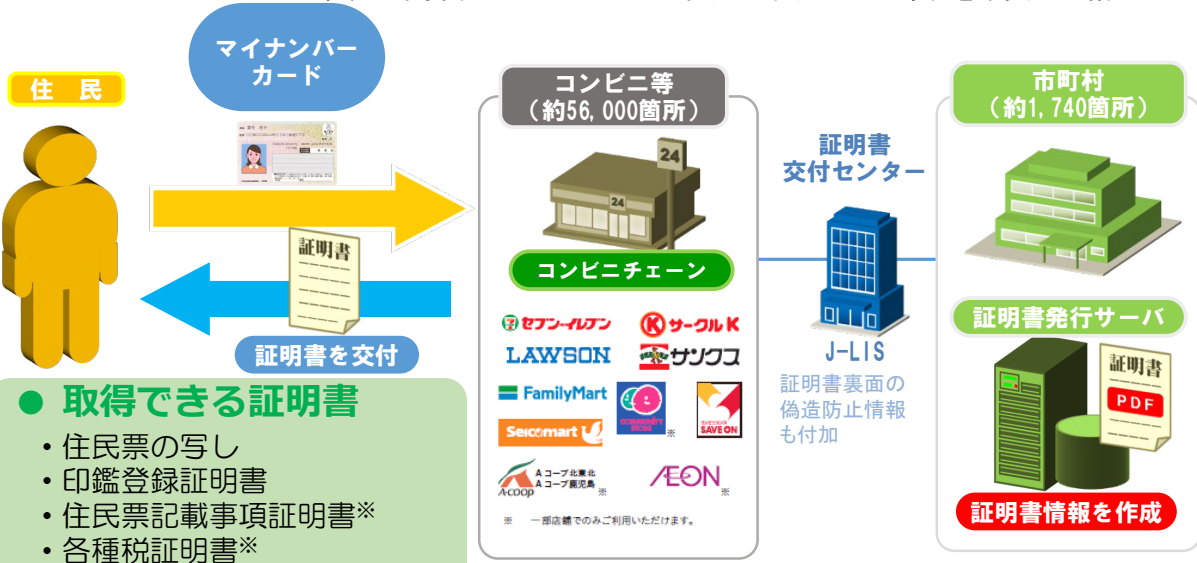
自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和4年度(期限までの導入で3年間の措置)

年度別コンビニ交付通数

種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住民票	748,120	1,273,482	1,773,227	2,386,613	4,100,191	4,753,256
住記載	6,310	14,418	22,577	31,693	51,625	60,678
印鑑	664,150	1,086,277	1,436,862	1,862,637	2,984,766	3,296,773
税	87,051	175,996	255,328	338,597	530,124	777,687
戸籍	47,196	112,206	192,234	300,519	493,285	635,406
附票	5,714	11,869	17,575	27,324	44,523	55,579
合計	1,558,541	2,674,248	3,697,803	4,947,383	8,204,514	9,579,379

※ 令和3年度の数値は、令和4年1月1日時点のもの



- ### 取得できる証明書
- ・ 住民票の写し
 - ・ 印鑑登録証明書
 - ・ 住民票記載事項証明書※
 - ・ 各種税証明書※
 - ・ 戸籍証明書※
 - ・ 戸籍の附票の写し※
- ※対応しない市町村もあり。

- ### 導入のメリット
- ・ 住民の利便性向上
 - ・ 窓口業務の負担軽減
 - ・ 証明書交付事務コストの低減

- いつでも → 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応
- どこでも → 全国の約56,000店舗で交付を受けられる

市区町村の参加状況

(令和4年1月1日現在)

都道府県	参加団体数	総団体数	参加率	参加団体	都道府県	参加団体数	総団体数	参加率	参加団体
北海道	24	179	13%	札幌市 函館市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 苫小牧市 美瑛市 江別市 千歳市 登別市 恵庭市 伊達市 石狩市 七飯町 東川町 上富良野町 幌延町 音更町 釧路町 標茶町 中標津町	滋賀県	19	19	100%	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草津市 守山市 東栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
青森県	5	40	13%	青森市 八戸市 深浦町 鶴田町 六戸町	京都府	12	26	46%	京都市 舞鶴市 亀岡市 城陽市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町 久御山町 精華町 和束町
岩手県	13	33	39%	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 一関市 釜石市 奥州市 紫波町 矢巾町 山田町 洋野町	大阪府	36	43	84%	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 阪南市 能勢町 熊取町 河内町
宮城県	17	35	49%	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 亘理町 利府町 大和町 美里町 南三陸町	兵庫県	35	41	85%	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 穴粟市 加東市 たつの市 猪名川町 多可町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 香美町
秋田県	11	25	44%	秋田市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 北秋田市 仙北市 小坂町 羽後町 東成瀬村	奈良県	24	39	62%	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 吉野町 大淀町
山形県	9	35	26%	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 庄内町	和歌山県	10	30	33%	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 田辺市 紀の川市 紀美野町 有田川町 白浜町 上富田町
福島県	28	59	47%	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 石川町 玉川村 浅川町 三春町 広野町 橋本町 富岡町 大熊町 双葉町 葛尾村	鳥取県	8	19	42%	鳥取市 米子市 倉吉市 岩美町 智頭町 八頭町 琴浦町 日南町
茨城県	41	44	93%	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎町 下妻市 常総市 常陸太田市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたしなかつ 鹿嶋市 潮来市 守谷市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 福敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 利根町	島根県	6	19	32%	松江市 浜田市 出雲市 益田市 安来市 雲南市
栃木県	21	25	84%	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 下野市 上三川町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 高根沢町 那須町	岡山県	20	27	74%	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 鏡野町 久米南町 美咲町
群馬県	12	35	34%	前橋市 高崎市 伊勢崎市 沼田市 館林市 富岡市 みどり市 吉岡町 嬬恋村 東吾妻町 玉村町 邑楽町	広島県	13	23	57%	広島市 呉市 竹原市 三原市 福山市 府中市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 府中町 海田町 熊野町 世羅町
埼玉県	45	63	71%	さいたま市 川越市 熊谷市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 ふじみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 嵐山町 小川町 川島町 鳩山町 ときがわ町 小栗野町 寄居町 宮代町 杉戸町	山口県	14	19	74%	下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 長門市 柳井市 美祿市 周南市 山陽小野田市 周防大島町
千葉県	39	54	72%	千葉市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 神崎町 多古町 芝山町 横芝光町 睦沢町 長生村 長柄町	徳島県	10	24	42%	徳島市 鳴門市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 松茂町 藍住町 板野町
東京都	48	62	77%	全23区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市	香川県	9	17	53%	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町
神奈川県	29	33	89%	横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町	愛媛県	8	20	40%	松山市 今治市 宇和島市 新居浜市 伊予市 東温市 松前町 砥部町
新潟県	14	30	47%	新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 出雲崎町	高知県	8	34	24%	南国市 宿毛市 香南市 安田町 大豊町 土佐町 いの町 仁淀川町
富山県	9	15	60%	富山市 高岡市 魚津市 氷見市 南砺市 射水市 舟橋村 上市町 立山町	福岡県	38	60	63%	北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 柳川市 八女市 行橋市 筑紫野市 春日市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 宮若市 みやま市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 戸屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 鞍手町 大刀洗町 広川町 香春町 福智町 刈田町 みやこ町 上毛町 築上町
石川県	13	19	68%	金沢市 七尾市 小松市 加賀市 羽咋市 かほり市 白山市 能美市 野々市市 津幡町 志賀町 宝達志水町 中能登町	佐賀県	11	20	55%	佐賀市 唐津市 鳥栖市 武雄市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町
福井県	11	17	65%	福井市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 若狭町	長崎県	6	21	29%	長崎市 佐世保市 大村市 西海市 長与町 佐々町
山梨県	17	27	63%	甲府市 富士吉田市 山梨市 韮崎市 南アリアス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 身延町 南部町 富士川町 昭和町 忍野村 山中湖村 富士河口湖町	熊本県	17	45	38%	熊本市 八代市 人吉市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 南関町 大津町 菊陽町 小国町 高森町 嘉島町 益城町
長野県	39	77	51%	長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南牧村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿智村 豊丘村 大桑村 木曾町 山形村 山ノ内町	大分県	7	18	39%	大分市 中津市 日田市 佐伯市 宇佐市 国東市 玖珠町
岐阜県	14	42	33%	岐阜市 大垣市 高山市 関市 羽島市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市 本巣市 下呂市 海津市 養老町 垂井町	宮崎県	11	26	42%	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 新富町 川南町
静岡県	31	35	89%	静岡市 浜西市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根町	鹿児島県	13	43	30%	鹿児島市 鹿屋市 出水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 南九州市 姶良市 肝付町 龍郷町
愛知県	35	54	65%	豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 日進市 田原市 清須市 北名古屋 長久手市 豊山町 大口町 扶桑町	沖縄県	18	41	44%	那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 与那原町 南風原町 八重瀬町
三重県	19	29	66%	津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 龜山市 いなべ市 志摩市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 川越町 明和町 玉城町 南伊勢町 紀北町	合計	897	1,741	52%	対象人口 10,916万人

※市区町村名は、左から建制順に記載

【現状】

○ 特別定額給付金のオンライン申請の開始時に、署名用電子証明書(6桁～16桁の暗証番号が必要)の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)が急増し、市町村の窓口が一時大変混雑。

(参考)マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて－課題の整理－(抜粋)

- ・カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポートを含む。)の充実((中略)コンビニ(後略))
- ・生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

【対応】

○ セキュリティの観点を踏まえた上で、専用アプリにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定(ロック解除)をコンビニでできるようにする。

⇒ 2月上旬より、全国のセブンイレブンでサービスの本格提供開始予定

※今後、その他のキオスク端末設置施設においても順次サービス拡大予定

【暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定イメージ】

○STEP1 (コンビニに行く前の準備)

スマートフォンに専用アプリをダウンロードし、アプリ内において、「4桁の暗証番号」、「顔認証」により、本人確認を実施

- ①スマホにカードをかざし、4桁の暗証番号入力
- ②ICチップ内の画像を使用し顔認証を実施



(スマホで撮影した顔写真)



(ICチップ内に保存された画像)

○STEP2 (コンビニでの手続)

STEP1完了後24時間以内に、キオスク端末にて、「4桁の暗証番号」を入力し、暗証番号初期化(ロック解除)・再設定を実施

- ①マルチコピー機の行政サービスメニューを選択
 - ②4桁の暗証番号を入力
 - ③新しい暗証番号(6桁～16桁)を入力し、カードへ書き込む
- ※カードは①～③の間、処理が完了するまでかざし続ける



専用線



認証局

郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託

背景

- 令和3年5月に行われた地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の改正に伴い、郵便局でマイナンバーカードの①電子証明書の発行・更新、②電子証明書の暗証番号の変更・初期化、③電子証明書以外の暗証番号の変更・初期化に係る事務について、本人による申請を受け付けることが可能となった。

事務委託のメリット

- 今後、交付円滑化計画を踏まえたマイナンバーカードの交付枚数増に加え、①健康保険証利用の本格運用開始、②新型コロナワクチンの接種証明書の発行、③マイナポイント第二弾の実施、④民間サービスにおけるオンラインでの本人確認シーンの更なる拡大といった要素により、マイナンバーカードの利活用シーンが拡大することから、電子証明書の更新や暗証番号初期化の手続のニーズも増大すると考えられ、これらの事務を行う窓口体制の整備・強化が課題となる。



郵便局への事務委託は、上記課題を解決する1手段となり、住民サービスの向上にもつながる

※実際に、現在委託の調整を進めている団体からも、委託を行いたい理由として、カードの普及に備えて電子証明書の更新や暗証番号初期化が出来る事務拠点を増やしたいというものがあった

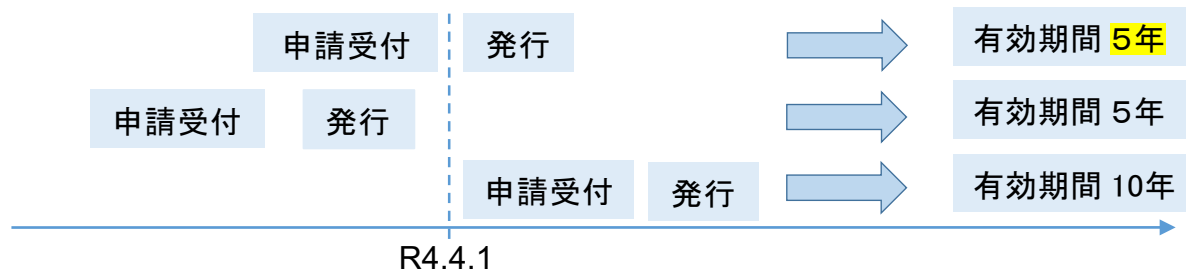
※なお、郵便局に事務委託する場合にかかった経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象としている

(参考)委託までの主な流れ

- 委託先の郵便局を選定し、日本郵便株式会社との委託契約締結に向けた協議を行う。
- 協議が整った後、議会の議決を得る。その後、日本郵便株式会社と契約を締結。
- 専用端末及び閉域網回線の整備や郵便局社員への研修を行い、住民向けの周知を行う。

(省令改正) マイナンバーカードの有効期間の基準年齢の取扱いについて

- 平成30年6月20日に公布された民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、令和4年4月1日から、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることとされた。
- 現在、マイナンバーカードの有効期間については、個人番号カード等省令（平成26年総務省令第85号）の規定により、カードの発行日において、
 - ・ 20歳以上の者は10年間（発行日後10回目の誕生日まで）
 - ・ 20歳未満の者は5年間（発行日後5回目の誕生日まで）とされているところ、上記の成年年齢の引き下げに合わせ、この基準年齢を18歳とする省令改正を行う方向で検討中。
 - ※現在、パブリック・コメント実施中（～1月18日）。1月下旬公布、4月1日施行の見込み。
- なお、有効期間の判定日は、以下のとおり、「申請受付日」とする予定。
 - ・「申請受付日」が4月1日より前の場合には、20歳以上の方が有効期間10年（それ未満は5年）
 - ・「申請受付日」が4月1日以降の場合には、18歳以上の方が有効期間10年（それ未満は5年）

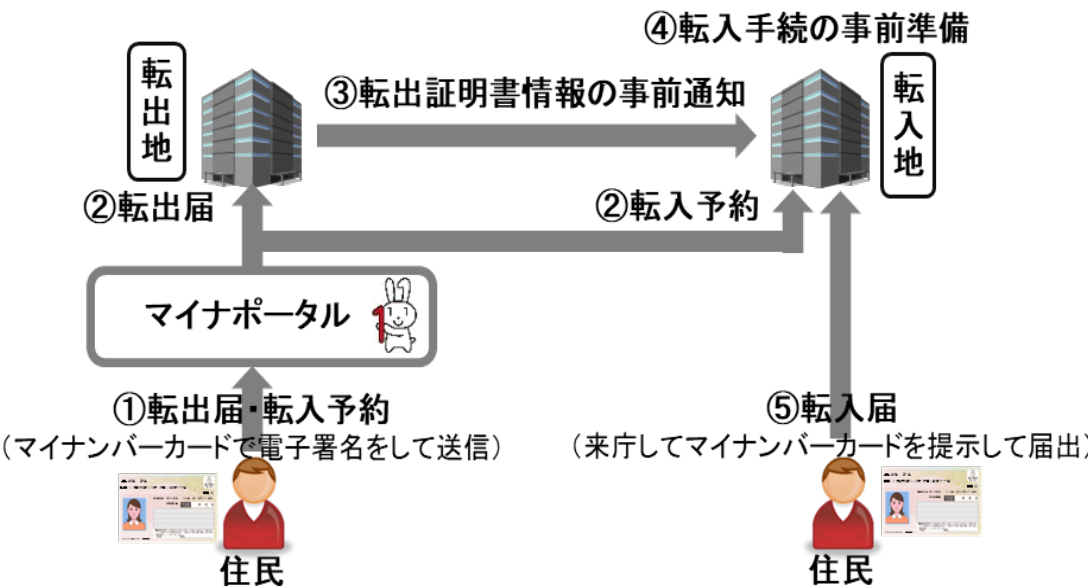


- 正式には別途公布時にお知らせしますが、住民へのご説明等について、ご留意いただくようお願いします。

概要

- マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を推進する。

手続の流れ



■ 施策のスキーム

- ① マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで、転出届と転入予約を同時に行う。
- ② マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約が、それぞれ届く。
- ③ 転出地が、転入地に対し、転出証明書情報（氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等）を通知。
- ④ 転入地が、転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、転入手続の事前準備を行う。
- ⑤ マイナンバーカード所有者が、予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。

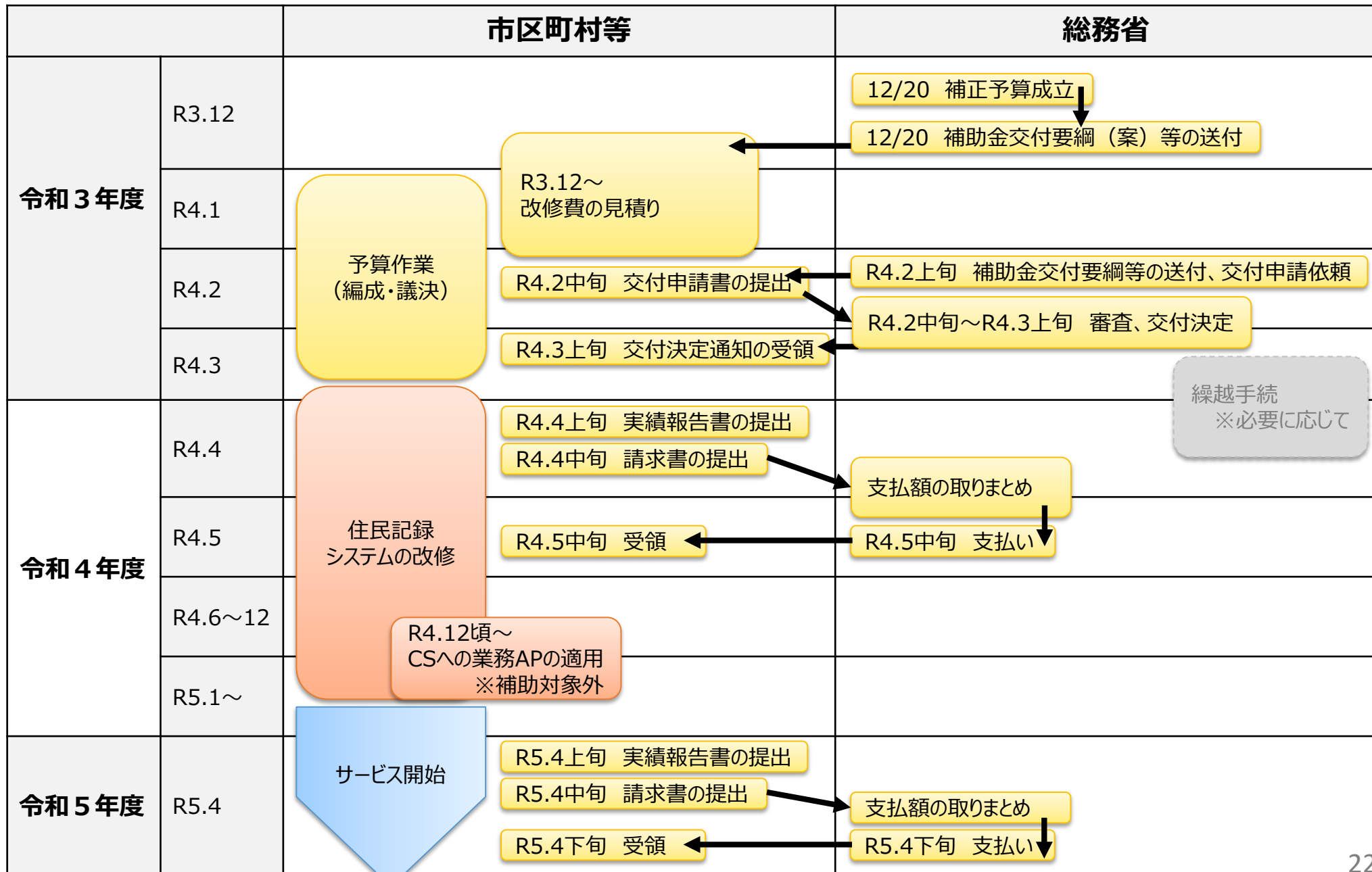
■ 実施要件（対象、補助率等）

- ・ 転出届の情報の取り込みや転入届にあらかじめ印字等を行えるよう、市区町村の**住民記録システムの改修**を推進
- ・ 補助率 **10/10**（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限る。））

効果

- ・ **住民の利便性の向上**（オンラインでの転出届・転入予約、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮）
- ・ **市区町村の事務の効率化**（事務処理のデジタル化、事前準備による転入手続当日の事務負担の軽減、窓口混雑の緩和）

転出・転入手続のワンストップ化に係る想定スケジュール



自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

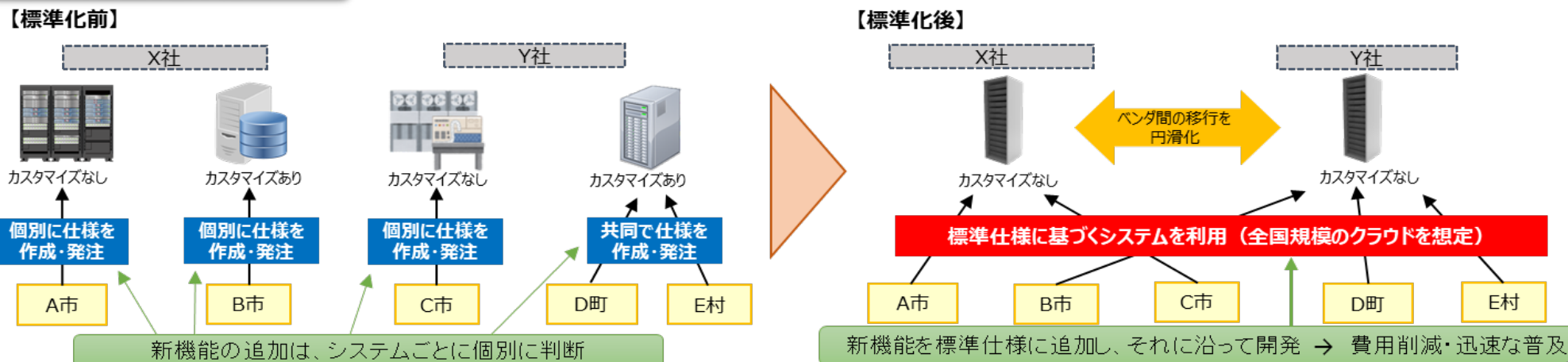
- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム) の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

※ 2.0業務 (児童手当、住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援)

目標・成果イメージ

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の概要

趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務（情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務）を定める。

概要

- 標準化対象事務は、累次の閣議決定において標準化の対象業務とされてきた17業務に、**戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務**を加え、以下の**20業務**とする。
 - ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金
- 政令においては抽象的な事務・業務分野を示しつつ、対象事務の詳細は命令に委任することとする。
なお、命令で定める対象事務の詳細については、標準仕様書の策定期間に応じて以下のとおり規定する。
 - （1）令和3年度までに標準仕様書を作成済の事務（③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑯、⑰）
標準仕様書において対象事務が具体的に特定されていることから、命令においては、当該事務の根拠条文を引用して規定する。
 - （2）令和4年夏までに標準仕様書を作成する事務（①、②、④、⑥、⑪、⑭、⑮、⑱、⑲、⑳）
今後公表される予定の標準仕様書において対象事務が具体的に特定されることから、今般定める命令においては、政令案と同様に抽象的な事務・業務分野を規定する。
- 施行期日：公布の日から施行する。
ただし、⑦から⑩に関して規定した地方税に関する事項（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）については、令和6年1月1日から施行する。

スケジュール

- （1）閣議決定：令和3年12月24日（金）
- （2）政令の公布・施行：令和4年1月4日（火）

政令で定める主な標準化対象事務

① 児童手当

- ・児童手当又は特例給付の支給に関する事務

② 子ども・子育て支援

- ・子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

③ 住民基本台帳

- ・住民基本台帳に関する事務
- ・中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務
- ・特別永住者の住居地の届出に関する事務
- ・個人番号の指定に関する事務
- ・住居表示に係る事項の通知に関する事務

④ 戸籍の附票

- ・戸籍の附票に関する事務

⑤ 印鑑登録

- ・印鑑に関する証明書の交付に関する事務

⑥ 選挙人名簿管理

- ・選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関する事務
- ・投票人名簿又は在外投票人名簿に関する事務

⑦、⑧、⑨、⑩ 地方税

- ・個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務

⑪ 戸籍

- ・戸籍に関する事務

⑫ 就学

- ・就学義務の猶予若しくは免除又は就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務
- ・学齢簿に関する事務
- ・就学時の健康診断に関する事務

⑬ 健康管理

- ・健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務
- ・母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務
- ・予防接種の実施に関する事務

⑭ 児童扶養手当

- ・児童扶養手当の支給に関する事務

⑮ 生活保護

- ・生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務

⑯ 障害者福祉

- ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務
- ・福祉手当の支給に関する事務
- ・自立支援給付の支給に関する事務

⑰ 介護保険

- ・介護保険に関する事務

⑱ 国民健康保険

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料の賦課及び徴収に関する事務

⑲ 後期高齢者医療

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務

⑳ 国民年金

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務

※その他 ①～⑳までの事務に附帯する事務

自治体情報システム標準化・共通化に向けた総務省としての主な取組

1. 仕様書の策定

標準化対象業務のうち、住民基本台帳など総務省所管の業務について、「自治体システム等標準化検討会」（R元年8月～）において、システムの機能や様式・帳票の標準仕様を策定。

住民記録システム
印鑑登録システム
戸籍附票システム

税務システム
・固定資産税
・個人住民税
・法人住民税
・軽自動車税

選挙人名簿管理システム

2. 手順書の公表

標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、標準化・共通化の作業手順等をまとめた手順書を策定。

<作業手順等>

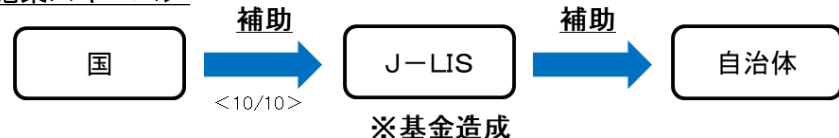
（下線部は早期に実施可能と想定される作業）

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価 (PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

3. 財政支援

R7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に基金を設け、自治体の取組を支援。

<施策スキーム>



<基金の主な使途>

- ・ガバメントクラウド上のシステムへの移行準備経費（現行システムの概要調査・比較分析、移行計画作成等）
- ・システム移行経費（データ移行、文字の標準化等） など

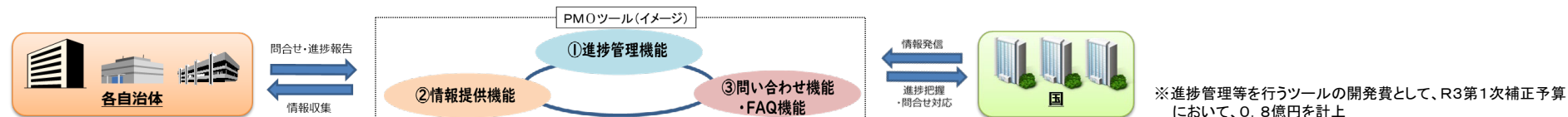
1,825億円*

〔 1,509億円 + 317億円 〕
〔 (R2第3次補正予算) (R3第1次補正予算) 〕

※四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない。

4. 進捗状況の把握・情報提供等（PMO）

各自治体における移行作業の進捗状況等を把握するとともに、標準化・共通化に係る助言や情報提供等を体系的に実施予定。



地方公共団体の意見を聞きながら、R7年度までに標準準拠システムへの移行を目指す。

デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会

デジタル改革関連の制度改革の動向や昨今のデジタル技術の進展を踏まえ、デジタル時代における今後の住民基本台帳制度のあり方を検討するため、令和3年6月に設置し、以下の3つのテーマについて、令和3年12月に報告書を取りまとめた。

- 住民記録システムの標準化と業務改革のあり方
- 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）のあり方
- デジタル技術を活用した届出のあり方

構成員

【有識者】 ※五十音順、敬称略

石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授
上原 哲太郎 立命館大学情報理工学部教授
太田 匡彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
小尾 高史 東京工業大学科学技術創成研究院准教授
楠 正憲 デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）
（座長）山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

【実務者】 ※五十音順、敬称略

鈴木 和則 山口県総合企画部市町課長
坪田 充博 日野市企画部情報政策課長
塗師 敏男 横浜市総務局行政改革推進部
ICT推進担当部長
樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
星名 剛 江東区区民部区民課長
森 浩三 神戸市企画調整局デジタル戦略部長
藪内 伸彦 田原本町総務部総務課ICT推進室主幹

開催実績等

令和3年	6月1日	第1回検討会	令和3年	10月8日	実務者部会
〃	6月30日	実務者部会	〃	11月4日	有識者部会
〃	7月19日	有識者部会	〃	12月6日	第3回検討会
〃	9月2日	第2回検討会	〃	12月28日	報告書とりまとめ
〃	9月28日	中間整理とりまとめ			

デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書（概要）

住民記録システムの標準化と業務改革のあり方

- 住民記録システムについては、その情報が、様々な行政事務の基礎となっていることを踏まえ、他の事務のシステムとの関連性にも留意の上、行政手続のオンライン化やワンスオンリー、ワンストップの実現を図るための**業務改革と併せて、標準化の取組を進める**ことが求められる。
- 地方公共団体によるガバメントクラウドの利用に当たっては、国において、**関係者の法的な責任関係、住民情報の適正管理や利用権限のコントロールを確実に担保する仕組み、責任分界点に係る基本的な考え方等を整理**することが求められる。

住基ネットのあり方

- 住基ネットは、各市町村の窓口における本人確認を基礎に、そこで形成された信用を基点（トラストアンカー）とした全国共通の本人確認ができる仕組みであるとともに、マイナンバー制度の基盤ともなっている。
- このような住基ネットについて、ネットワーク構成の簡素化、それによるコストの低減や職員負担の軽減、安定稼働、セキュリティの維持・向上、安全性の確保等の観点から、**住民記録システムの標準化とガバメントクラウドの利用が進んだ場合におけるネットワーク構成の検討の方向性を整理**。
- 法令上の手当を前提として、特別定額給付金のような**緊急の対応が求められる事務の処理に必要となる本人確認情報を迅速かつ適切に提供**できるよう、**住基ネットの情報提供機能を強化**。
- 個々人が**本人確認情報やその提供・利用記録をオンラインで簡便に確認**できる仕組みを構築。

デジタル技術を活用した届出のあり方

- 住民基本台帳制度は、対面による本人確認及び居住実態の確認を前提に、住民の居住関係を公証し、住民の居住実態を選挙権や徴税、各種給付などの行政事務に反映する仕組みとなっている。
- 対面処理が前提となっている**転入届・転居届のオンライン化**について、**市町村が、住民が窓口に来庁する際と同等の蓋然性をもって、住民の本人確認及び居住実態を確認**できる方法として、オンラインで届け出られた新住所への本人限定受取郵便の郵送・受取による確認などの**選択肢と課題を提示**。
- **転出届**の取扱いについては、転出・転入手続のワンストップ化の取組を着実に進めつつ、**転出届に統一されている各種届出等の取扱いについての整理も踏まえ、転入届をもって転出届があったものとみなすことも視野に、検討を深める必要**がある。